

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 会長 様

相模原市長 加山 俊夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成30年(2018年)3月29日 から 平成35年(2023年)3月28日 まで